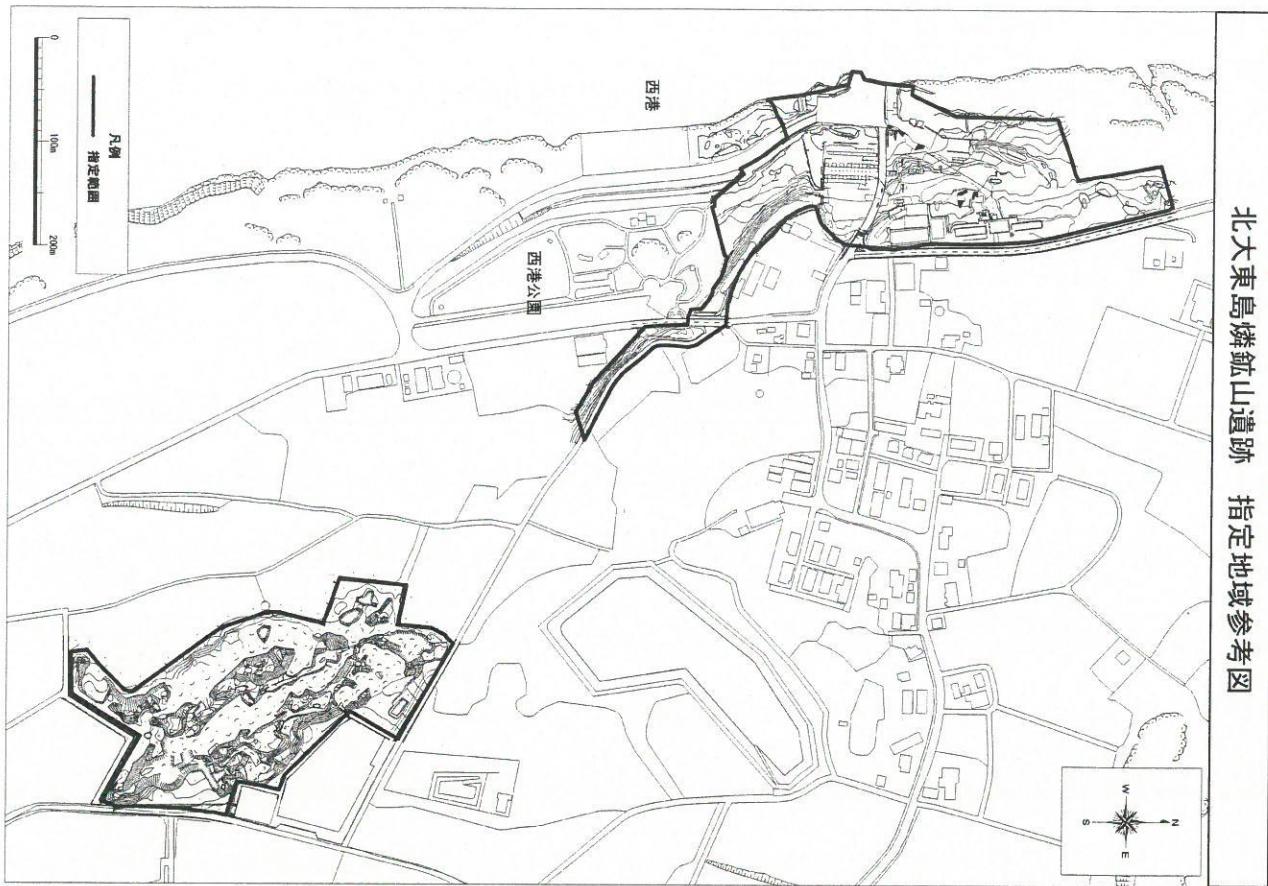


北大東島燐鉱山遺跡 指定地域参考図



○文部科学省告示第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡及び名勝に指定したので、同条第三項の規定によまづき告示する。

第三項の規定に基いて告示する。

平成二十九年一月九日

文部省告示第九号	横山大観旧宅 及び庭園	名称
	一 東京都台東区池之端 丁目	所在地
	一八番二、一九番	地域

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月九日

名 称	所 在 地	地 域
旧龍性院庭園	愛知県豊田市猿投町	猿投町
備考	國土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)による第VII標系を基準とするK ₁ 一地点(X ₁ マインス九一四九、Y ₁ 一〇四五・二二六メートル)、Y ₂ 一〇四五・二三六メートル、K ₂ 一三地点(X ₂ マインス九一五三三、Y ₂ 一五二一メートル)、Y ₃ 一〇四〇・三五八〇メートル、K ₃ 一四地点(X ₃ マインス九一五三六、Y ₃ 一〇七〇・六六六メートル)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。	猿投町

○文部科学省告示第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年二月九日

名 称	所 在 地	地 域 及 び 内 容
六合チャヤツボ ミゴケ鉄鉱生物成群 地集の	群馬県吾妻郡中之条 町大字入山字西山	一三番三のうち実測六二六七九・三三平方メートル
備考 ては、一筆の土地のうち一部のみを指定するものについ ては、一地域に関する実測図を群馬県教育委員会及び中 之条町教育委員会に備え置いて綴覧に供する。及び中		

○文部科学省告示第十一号
文化財保護法（昭和二十
の上欄に掲げる特別史跡及
項の規定に基づき告示する

C 文部科学省告示第十二号 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号) 第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。	
文部科学大臣 松野 博一	平成二十九年二月九日
上 欄	名 称
平安宮跡 内裏跡 豊樂院跡	関係告示
昭和五十四年 示文部省告 五年号 二年文 及告示 二年文 十号 告示 四年文 示部科二 号第号	所在地
朝堂院跡 京都府京都 市中京区聚 楽町 東同上 京区	中 欄
三五番一	地 域
八七九番二	下 欄
平安宮跡 内裏跡 朝堂院跡 豊樂院跡	名 称